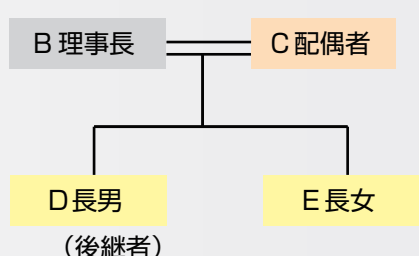


④A 医療法人の B 理事長が後継者の長男 D に相続するが、医療法人の評価額が多額になりそうで、相続税対策が心配と当社に相談。



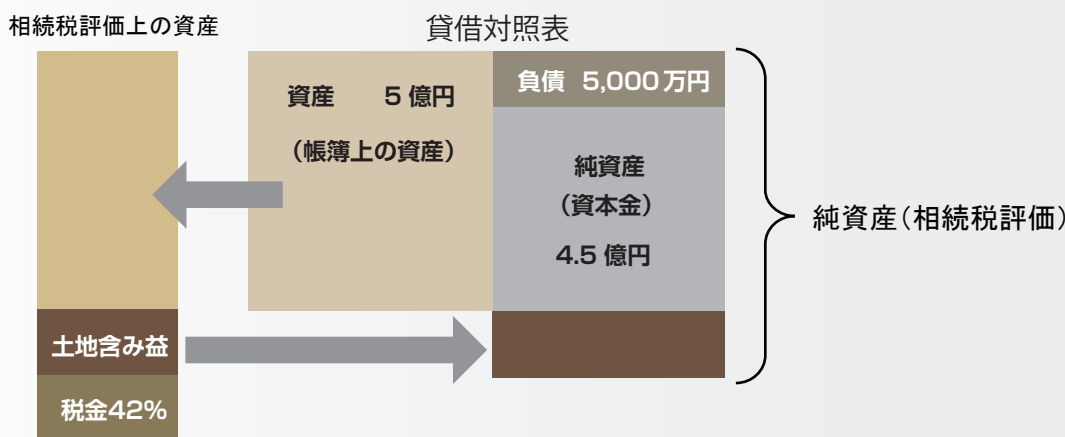
PHASE 1
Hearing
ヒアリング

A 医療法人は、個人で開業後、1998 年（平成 10 年）に法人化した。
A 医療法人の出資金は 1 口 50 円で全部で 20 万口で、B 理事長が 80% の 16 万口を出資し、残りを 20%、4 万口を配偶者の C さんが出資した。
A 医療法人の収益は、安定成長している。
家族は後継者となる D 長男で現在、A 医療法人で勤務している。E 長女は他家に嫁いでいる。
B 理事の後継者として、5 年前から D 長男が勤務しており、B 理事は 5 年後には、医業の現場を事実上、D 長男に任す予定。だけどとくに勇退する気はない。
相続財産は、C 配偶者に自宅と宅地を、D 長男に医業用資産（病医院用建物・土地）と医療法人への出資持分を、E 長女には金融資産を分割するように考えている。



PHASE 2
Investigation
調査

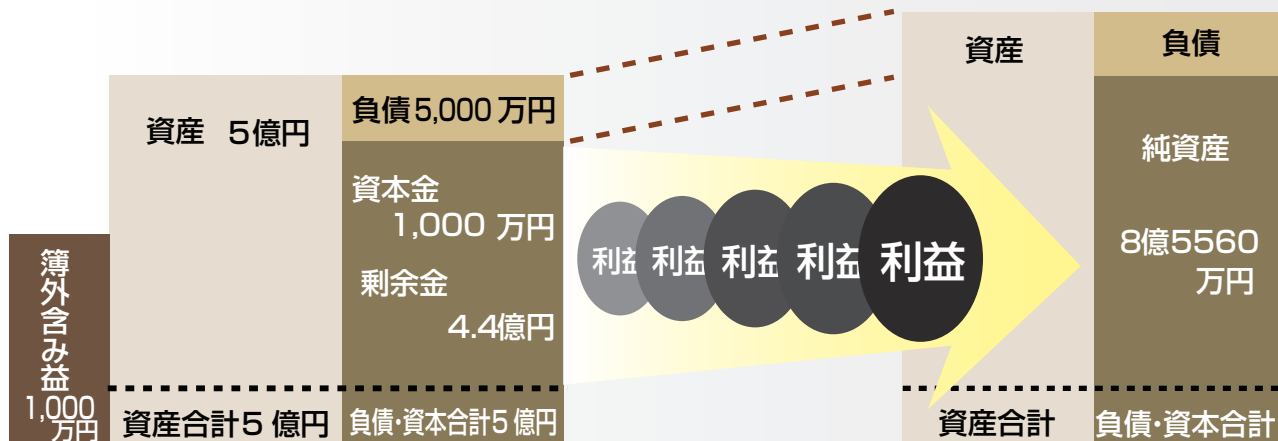
A 医療法人は、従業員 8 名、年間の売上は 2 億円、純資産額は 4.5 億円、負債が 5,000 万円、土地・借地権の相続税評価が 3,000 万円（簿価 2,000 万円）である。なお、医療法人の場合の純資産額方式では、簿外の 1,000 万円の含み益が合算されます。
税理士による評価は、その時点で、類似業種比準方式では中会社（小）となり 2,509 円、純資産額比準方式で 2,279 円で、併用方式（42% 税額控除後）で 2,417 円と試算されました。
B 理事は 80% の出資割合ですから、現在の価値は、3 億 8672 万円と 800 万円から大きく膨れ上がっています。
B 理事は、医業に専念しており、この金額を聞いたとき驚愕しました。B 理事が万一の場合、D 後継者は納税資金が足りないことが判明しました。



PHASE 3
Analysis
分析

A 医療法人は、収益が安定しています。毎期の利益は 1 億円です。当然、医療法 54 条（剰余金配当の禁止）により、剰余金を出資者に配当できないため、今後の収益が現状のように積み上がっていくと予想されます。A 医療法人の場合、5 年間で 5 億円の純資産額が増加します。純資産額比準方式では、4,278 円まで評価が上がり、純資産は 8 億円超となります。B 理事の出資分を後継者に相続した場合の相続対象金額は 6 億 8448 万円にも達すると試算されます。よって、每期出てくる利益圧縮が急務であると判断されます。

$$\frac{(\text{資産総額} - \text{負債合計額} - \text{評価額に対する法人税相当額})}{20 \text{ 万株}} = \frac{(9.1 \text{ 億円} - 0.5 \text{ 億円} - 422 \text{ 万円})}{20 \text{ 万株}} = 4,278 \text{ 円}$$



PHASE 4
Solution
解決

すでに A 医療法人は、利益圧縮のみならず、納税資金対策が急務ですので、下記の提案をいたしました。
(1) B 理事の勇退を考えていないのですが、あえて納税対策として勇退を検討していただくことにしました。勇退（死亡）退を通増定期保険で準備し、この退職金で純資産額を少しでも引き下げるためです。それでも、納税資金がかなり不足しますので、定期死亡保険を提案いたしました。また、後継者の D 長男の万一に備え、長期平準タイプの保険を提案いたしました。契約形態はいずれも、契約者：医療法人、被保険者：B 理事（D 長男）、受取人：医療法人です。

<お客様のインタビュー>
経営は安定しており、後継者も決まっております、安心していましたが、思わぬ落とし穴にはまるところだった。医師は所詮、経営者じゃないから、そんな出資金で相続税が多額になるなんて考えてもいなかったよ。

いつでも一歩、踏み込んだ高品質の提案



<http://e-fca.jp>

FINANCIAL CONSULTING AGENCY

株式会社 E.FCA

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3-2-17 ワールド三宮ビル9F

TEL 078-241-4201 FAX 078-241-4211